

(別表 1) 交付金額の算定について

交付金の額	交付(上限)単価(㎡当たり)																																								
<p>交付金の額は、以下により算定した額とする。</p> <p>1 実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」を実施する集落協定及び実施要領第6の2の(2)のアの個別協定若しくはイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を実施する自作地を対象としている個別協定にあっては、団地毎の交付金額を下記により算定する。</p> <p>団地ごとの交付金額  <math>\text{＝地目及び区分ごとの団地面積(㎡)} \times \text{㎡当り交付単価}</math>                      金額は円単位とし、少数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>2 1以外の集落協定及び個別協定にあっては、1により算定した交付金額から加算措置相当の交付金額を減じて、団地ごとの交付金額に0.8を乗じた金額に、加算措置相当の交付金額を加えて算定する。</p> <p>金額は上記の1の団地ごとに円単位とし、少数第1位を切り捨て整数止めとする。</p> <p>3 団地ごとの交付金額を地目及び区分ごとに積み上げ合計したものが集落への交付金額となる。</p> <p>※団地とは、運用の第3の1に定める一団の農用地をいう。</p>	<p>1 傾斜農用地等(実施要領第6の3(2)のアによるもの)</p> <table border="1" data-bbox="767 427 1445 725"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>急傾斜</td> <td>21.0円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11.5円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">草地</td> <td>急傾斜</td> <td>10.5円</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地</td> <td>1.5円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>急傾斜</td> <td>1.0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算措置(実施要領第6の3(2)のイによるもの)</p> <p>(1) 棚田地域振興活動加算</p> <table border="1" data-bbox="767 891 1445 1021"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>10.0円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>10.0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。</p> <p>注2：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として(2)超急傾斜農地保全管理加算、(4)スマート農業加算及び(5)集落機能強化加算の経過措置のいずれの加算についても交付は行わないものとする。</p> <p>(2) 超急傾斜農地保全管理加算</p> <table border="1" data-bbox="767 1339 1445 1469"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>6.0円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>6.0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として(1)棚田地域振興活動加算の交付は行わないものとする。</p> <p>(3) ネットワーク化加算</p> <table border="1" data-bbox="767 1615 1445 1912"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地目</th> <th>認定農用地のうち5ha以下の部分</th> </tr> <tr> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>10.0円</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>10.0円</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>10.0円</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>10.0円</td> </tr> </tbody> </table>	地目	区分	交付単価	田	急傾斜	21.0円	畑	急傾斜	11.5円	草地	急傾斜	10.5円	草地比率の高い草地	1.5円	採草放牧地	急傾斜	1.0円	地目	単価	田	10.0円	畑	10.0円	地目	単価	田	6.0円	畑	6.0円	地目	認定農用地のうち5ha以下の部分	単価	田	10.0円	畑	10.0円	草地	10.0円	採草放牧地	10.0円
地目	区分	交付単価																																							
田	急傾斜	21.0円																																							
畑	急傾斜	11.5円																																							
草地	急傾斜	10.5円																																							
	草地比率の高い草地	1.5円																																							
採草放牧地	急傾斜	1.0円																																							
地目	単価																																								
田	10.0円																																								
畑	10.0円																																								
地目	単価																																								
田	6.0円																																								
畑	6.0円																																								
地目	認定農用地のうち5ha以下の部分																																								
	単価																																								
田	10.0円																																								
畑	10.0円																																								
草地	10.0円																																								
採草放牧地	10.0円																																								

交付金の額	交付(上限)単価(m <sup>2</sup> 当たり)	
	地目	認定農用地のうち5ha超、10ha以下の部分
		単価
	田	4.0円
	畑	4.0円
	草地	4.0円
	採草放牧地	4.0円
	地目	認定農用地のうち10ha超、40ha以下の部分
		単価
	田	1.0円
	畑	1.0円
	草地	1.0円
	採草放牧地	1.0円
	注1：1協定当たりの加算額は、100万円/年を上限(ただし、集落協定間の統合を行う場合は、統合前の協定単価で上限を設定)とする。	
	注2：ネットワーク化加算の交付を受ける協定については、(5)集落機能強化加算の経過措置の交付を行わないものとする。	
	(4) スマート農業加算	
地目	単価	
田	5.0円	
畑	5.0円	
草地	5.0円	
採草放牧地	5.0円	
注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。		
注2：スマート農業加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として(1)棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。		
(5) 集落機能強化加算の経過措置		
地目	単価	
田	3.0円	
畑	3.0円	
草地	3.0円	
採草放牧地	3.0円	
注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。		

交付金の額	交付(上限)単価(m <sup>2</sup> 当たり)
	<p>注2：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として(1)棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。</p> <p>注3：集落機能強化加算の経過措置の交付を受ける協定については、(3)ネットワーク化加算の交付を行わないものとする。</p>